

新渡戸稲造他『大学制度改正私見』(一)

中野 実

- 一 はじめに
- 二 史料出所及び形態など
- 三 成案との比較
- 四 関係史料
- 五 小括

一 はじめに

本史料紹介は標題に(一)と掲げているように、本紀要第二号において同じ題目にて発表したものの続きである。前回の解題のおわりに今後
の課題として五項目を掲げておいた。今回の史料紹介は第一の課題、
すなわち「署名者中の誰が実際の担い手あるいは中心人物であるか、
本文であきらかにしたほかによいような人物に対して本文書は配布さ
れたか等の基本的な事実問題」をあきらかにするための基礎史料の提
供を目的としている。尚、前回以降管見に入った関係史料も併せて抄

録した。

二 史料出所及び形態など

今回の史料は、前回紹介した改正私見(以下、成案と記す)の草案で
ある。まず出所について記しておこう。この草案は東京大学医科学研
究所小高健教授より提供されたものである。小高教授によれば、同研
倉庫に「古文書」と書いたダンボール箱があり、その中身を調べたと
ころ全部元総長及び同研所長の長与又郎教授関係とみられるもので
あった。そのうちの一つの文書がこの草案であった、という。用紙は
更紙六枚、美濃判の大きさに印刷は蒔莖版である。欄外には「秘」と
ローマ数字のノンブルとが付され、本文に多くの削除、挿入などの書
き込みが行われている。ただし、この書き込みが長与本人のものであ
るかどうかの証明は欠けている。しかし、ここ数年間、長与又郎の日

記を通読している紹介者には長与自身の書き込みである可能性は高いと考へている。推定の域をでるものではないが、ここでは当時医科大
学教授、伝染病研究所技師長与又郎の史料として考へていくことにす
る。複刻にあたっては原文通りとした(但し、旧字体は新字体にした)。

三 成案との比較

最初に指摘しておかなければならないことは、草案には標題が付さ
れていない事である。この段階では、いまだ全体を概括する名称が与
えられていなかった、と推定される。

まず、第一の違いは表記の点である。成案では漢字、平仮名であつ
たのが、草案は漢字、片仮名の文章であることである。当時どのよう
な使い分けが行われていたか不明であるが、成案にあたり何等かの判
断が働いたのだろう。次に構成が違う。成案ではまず添状が最初にあ
り、ついで署名が続く、「大学制度改正私見」、「大学制度改革案」と
なっている。草案には添状がなく、成案の「改正私見」の部分から始
まる。署名と私見との位置が逆になっているのである。これは実際の
配布にあたっての変更と思われる。

さて、内容の比較に入つていこう。

成案と草案との間には、趣旨の変更は見とめられない。では、どの
ような修訂が行われていたのだろうか。第一に現状の大学評価にかかわ
る表現が全体として弱められている事である。削除された部分の、一、

二を紹介してみよう。(一)内削除の文言、一傍線の部分は成案文言)
「能ク國家社会ノ須要ヲ充タシ帝國ノ文運ニ貢獻シタルコト多大ナ(ル
ハ之ヲ認ムルニ吝ナラズ)リ」、「今ヤ既ニ当初創立ノ目的ニ副フコト
〔能ハズシテ〕當ニ國家ノ須要ニ応スルニ足ラサルノミナラズ又タ學術
ノ進歩ヲ向上セシメ世界ノ文明ト歩調ヲ共ニスルコト能ハザル」、「実
際ノ施設ニ至テハ不備甚タシク又〔何等見ルベキモノ無ク〕其成績ニ至
リテモ遺憾トスルモノ多キハ〔亦殆ンド云フニ足ラザルハ〕關係者ノ熟
知スル所」などを指摘することが出来る。第二に「理工医農等ノ自然
的物質的諸学科ト共ニ」が増補され、「社会諸学科」の研究のみを
構想していた草案の段階よりも、対象が拡大されている。しかし、こ
の増補は当時の大学及び科学研究の現状を盛り込んだ、という例面も
あつた。すなわち、本文にも記載があるように、学内には附置研究所
として本邦初の伝染病研究所、またこの年には航空研究所が工学部に
附屬され、学外には理化学研究所など「自然的物質的諸学科」があつ
たのである。第三に成案では曖昧な表現であつた部分が具体的に判明
した事である。それは學術研究所の数である。成案では「必ズシモ
多キヲ望マズ」とあるが、草案には「四、五ヲ以テ足ルベシ」と明示
されており、この数は帝国大学の数に符号する。やはり、學術研究所
としては帝国大学が取り敢えず構想されていた、ということである。

このほかの点について。草案には配布対象として「教育調査会委員
諸氏ノ参考ニ供シ併セテ」を筆頭に掲げ、末尾では臨時教育会議に触
れるなど、若干の混乱がみられる。前者は成案においては削除されて
いるので単純な誤記とも考へられる。いずれにせよ配布対象から「教

育調査会」という文言を削除し、新たに会議等の配布対象を明記しなかつたことは、この私見の社会的影響力を弱めた、と言えるだろう。また附言の「大学教授全体ト評議ヲ重ネテ其贊同ヲ得タルモノニ非ズ」が削除されているが、これは、無用の誤解を避けたため、と考えられる。

四 関係史料

前回の分及び今回抄録した史料を除いた、この改革案の關係新聞雑誌記事をまず掲げておく。記載の順序は表題、掲載新聞雑誌名、日付、備考である。

- 「大学制度改革案——十六博士の私見」、東京日日新聞、大正七年三月十六日、全文掲載。
- 「大学改善意見・少壮教授連の主張」、東京朝日新聞、同年四月十四日付。關係史料一の前報。
- 「大学改善意見」、法律新聞、同年四月十八日付。
- 「大学制度改革私見」、「大学及大学生」七号、同年五月号、大河内正敏に乞ひ掲載許可を得た、と前書きで言及、私見の全文掲載。
- 兆水漁史「奇怪なる提案」、「太陽」二十四卷五号、同年五月。
- 兆水漁史「大学と分科」、「太陽」二十四卷六号、同六月。
- 「漫言一束(無名氏)」、「学士会月報」三六四号、同年六月二十日、学士会月報に詳細掲載を希望。
- 平沼淑郎「大学教育改善の意見に就いて」、「雄弁」九卷七号、同年

六月。

ところで、關係記事の抄録の前に、当時東京帝国大学法科大学教授高野岩三郎の日記を紹介したい。二月一九日及び三月五日の条に次のような記事がみられる。(高野岩三郎「かっぱの屁」(鈴木鴻一郎編)、昭和三年、法政大学出版局、二九九頁)

大正七年二月十九日(火)

前十時—十二時大学、研究室、

夕中田(薰)君其他各科大学教授十数氏の大学制度改革意見を読む。

三月五日(火)

前一〇—十二大学、研究室……、后三時半頃中田君を研究室に訪ひ大学制度改革案に付き大学と研究室とを分離することには反対なる旨、他の点につき同意する旨を述べ、種々談話を交え七時半に及び分袂す。

右の高野の記事から、一、高野の手許にも送付されており、二、改正私見の本旨にかかわる点で反対者が学内にいたこと、などが分かり、三、中心人物が中田ではなかったか、と推測されるのである。

一、「東西両大学の少壮教授、大学改造を説く／最高学府などは古い頭だ／活きた實際的人物を養へ大学院は電話架設中と同様、真の学術研究所を設置せよ」東京朝日新聞、大正七年四月十六日付
臨時教育会議は愈今月末か五月上旬に於て今年の懸案たる大学制度の問題に入る筈であるが之を機として東西両帝国大学の少壮教授連十六博士が説を同じうして大学制度根本的の改正を期すべく起つた事は報じたが、其の一人たる東京帝大教授中田法学博士は其趣旨に就て曰く「我々の意見は在來の高

田案とか菊池案とかの改正意見とは又更に異なつた別途のもので、大学令の「學術技芸を教授し及其蘊奥を攻究する目的」との混一したのをば區別して、大学は學術技芸のみを教授する場所とし、全然關係なく學術研究所を特設するといふのが主眼である、つまり今の大学院といふ彼んな有名無実な下らぬものを廢する、大学院なんて教授も無ければ設備もなく謂はゞ大学院学生といふと電話架設中と同じくコケ齎しの看板である、私は自ら大学教授であつて裏切る様に聞えるが、帝大が最高の学府と云ふ時代はもう古い話である、今日の社会の変遷進歩は活きた実務的のな者を要求して已まない、今の帝大はその力が完全に行くか又同時に深い／＼學問の根柢を究め得るのか、甚だ疑問としなければならぬ、今日以後は帝大出身も私立大学出身者もない、一樣に現在の私立専門学校卒業も学士の称号を附与すべきである、但しこゝは即ち高田案の様に抽象的な眞の學問的の科目を帝大から排して稍低下せしめ同時に私立大学を今少しく改めおしなべて大学というものにする、その方からで大学院なんて帝大卒業生を有耶無耶に入れたつて仕方がない、そこで更に国家、學問の高位から見て深遠な研究を要するから専門學者は學術研究所へ、帝大でも私大でも獨学の民間会社員でも誰たるを問はず、一樣に試験して其学力が優秀ならば入れる、斯うすると初めて研究所に入る者は皆熱心な學者で即ち電話架設中の比でない、無論大学入学資格は決定した中等教育七箇年を受けた後である、以上の案は我々十六人の意見であるが大学内にも多くの賛成もあるし既に全国各大学に五百余通も意見の印刷文を配布した

二、神戸正雄「大学制度の改革」(抄)『日本及日本人』第七三二号、

大正七年五月

今度の問題の中、各大学に共通なる重大問題は大学院の改良と学位令の改

正とである。総長及学長の任免に関する問題は東京大学では新しい重要問題であるが、京都大学では既に決定された問題であつて、京都大学は比点に於て東京大学よりも一歩進んだ事を先きに行うて居り、東京大学も亦た時世の進歩に伴ひ之に倣はなければならなくなつた所である。(中略)大学院改良につきては予は確かに其必要ありと思ふ。従来の大学院は活動が鈍い。大学教授も此方の指導を怠つた嫌がある。では大学教授が一層勉強して常に特別研究を爲し、其結果を大学院にて報告的に講義するの制度を設けたら良からうと思ふ。東西大学の十六博士組の人々は大学の外に研究所を作らうといふ案であるが、現在の大学にても大学院を改造すれば此人達のいふ研究所の実は挙ると思ふ。且つ此人達の如く大学をして教授のみ当らしむるのは大学の本質にも反するやうに思ふ。研究しつゝ教授するのが大学の本質に適ふ。尤も私立大学も少くとも形式上は帝國大学と対等となし、従来帝國大学が有したる特權を廢止して之に就き官私平等とするのは時勢に適應する所以である。又単科大学も認めて良い。彼等が普通の教授の外に研究的の設備を設くるのも少しも差支なきのみならず、大に文運の進歩の爲めに奨励すべきことである。むしろ凡べて大学では教授と同時に研究を爲すべきである。

三、沢柳政太郎「大学制度論」(抄)『大学及び大学生』第七号、大

正七年五月

大学制度改正私見の如きは斬新と申しますが、大学の本质、性質に就て余程違つた考を有つて居るのであります。私は此意見には自分の考が古いのか何か知りませんが、同意することが出来ないのであります。(中略)一切の研究に於てサブジェクトを捕へると云ふことが余程大切なことである、而して研究すべき問題は沢山あるとも言へますが、研究して業績を挙げるやうなサブジェクトを捕へると云ふことが、恐らくは従来研究して業績のあつた重

大な点であらうと思ふのであります。「中略」そのためには色々の機会に於て暗示を受け、さうして始めて適當な研究の題目を見出し又は之に逢着する、さう云ふ点から見ると、沢山の学生を教授して居る其間に此事を研究しなければならぬ、此事を研究したら宜からうと云ふやうな暗示を受ける機会が多く生じて来る、然るに研究室に閉じ籠つて居ると云ふことになると、問題を見出すことが余程六ヶ敷くはないであらうかと思う。それで学生を教授することは研究者にとりて必要のことであらうと思う。「中略」大学に於ける教授と云ふことは一体どう云ふことを意味するか、今まで先輩学者の研究し得た知識なり技術なりと云ふものを伝達すると云ふことが教授に相違ないのであります。大学に於ける教授と云ふことは単にそれだけで宜いものであろうか。「中略」大学に於ける教授と云ふものは何を教授するのであるかと云ふと、自ら研究し得る素養と研究の方法とそれから進んで研究せんとする精神、之を作ることが、出来たならば即ち大学教授の目的は完全に達せられたものでありませう。「中略」然らば斯の如き精神を養はんが為には、教授其者が余程研究的精神の旺盛なる人でなければならぬ、且つ自身が常に研究して居る者でなければ出来ぬと思ふ。「中略」性質上區別するものは即ち大学には研究と云ふものが教授と離るべからざる關係にある、専門学校は余力があり出来る限りは研究もやるけれども、併しそれは目的とするに至らない、茲に兩者の本質的の區別がある。

四、三瀨信三「所謂帝大改革問題に就いて」(抄)『雄弁』第九卷第七号、大正七年六月

二三の新聞紙が伝へる所に依ると、我々十六の所謂少壮教授——実は余り少壮でない人も入つて居るし又少壮の中でも加はつて居ない人もあるので、あれが少壮教授の代表者といふ訳でも勿論ないのである。又あれに署名した

人以外にも幾らも賛成者があることは勿論である。唯二百人近い教授助教に一々相談する機会もないから、始終顔を見る連中だけが意見書を發表したと云ふだけである。で之を例の早稲田騒動などと同一視されては甚だ迷惑至極である。決して別段革命的な運動をしようとか云ふやうな動機から始まつたのではない。唯従来分科大学と大学院と云ふものが大学令の上に於てのみ存して居つて、事実には分科大学のみに存して居ると云ふても誤りでない。分科大学に於て学問を教授し、大学院に於て蘊奥を究むるといふ初めの趣意であつたかも知れないけれども、大学院といふものは今日の有様では、唯規則の上のみ存すると云うても誤りではない。一言にして云へば我々は今の制度では研究といふことも充分に出来ないし、授業も何を目標にして宜いのであるか、実は惑はざるを得ない。例へば分科大学に於て、殊に自分の關係して居る法科に於て、学者になる人も、実業家になる人も、外交官になる人も、司法官になる人も、皆殆んど強制的に同じ課目を聴かねばならぬと云ふことになつて居るが、学生の負担も従つて重くなるし、学生自身も在学中に自発的に研究するが如き時間のないのは勿論、教授自身も授業にのみ追はれて居つて、自ら新研究をしようと云ふ暇もなか／＼得られない。現在の制度では教授学生双方の爲に甚だ不便であるから、分科大学といふものは已むを得ずんば所謂高等職業教育でも沢山であると思ふ。さうして成べく若く卒業させて、又此種類の大学も成べく増加して実世間に活動する人を沢山得るといふことにしなくてはならない。さうして所謂大学の卒業生の中で、優秀なる者だけを今の大学院を改正するなり、若くは成べくんば大学と開放したる別個の学術研究所にして、其処へ入学せしめて自由なる研究をさせたいと思ふのである。

従つて教員も授業する教員と、高等学術研究所で研究を指導し、且つ自らも研究する教員とに別れる訳である。固より一人の教員が両方を兼ねることも差支ない訳である。自分一個の考としては、此学術研究所の方では朝から

晩まで通学して教授の特別講義を聴いたり指導を受けるといふ学生の外に、或は既に官吏とか弁護士とか、会社員、新聞記者といふが如き職に就いて居る人でも、時間があれば自由に入出入して研究し得るといふ余裕も与へたいのである。学問は大学の専有物でもなく、従つて門戸を開放しなければならぬ。唯斯の如く公開するには研究室、書籍、其他種々の設備を要するから、政府でも相当の経費を支出して呉れる覚悟がなくてはならない。理化学研究所などといふものが出来掛けて居るやうであるが、精神的の科学に就ても同じやうな、更に規模の大きい研究所があつて然るべき筈である。大学は官公私立色々あつて宜しいが、今日の私立大学の如く、寄附金若くは授業料で経営して行く所にあつては、右述べたやうな大設備をすることは不可能ではあるまいが、中々困難である。従つて此研究所は初めは左程多きを要しないかも知れない。

五、箕作元八「大学制度改正問題」『東西の光』第十三卷第十六号、

大正七年六月

小生の意見は、同志と共に出した「大学制度改正私見」によりて、右は既に新聞に伝はつて居るから、今更夫れを諫々する必要はない。唯世間に誤解されて居る処だけを弁じて置く。右は素私見であつて、之を大学部内の同僚並に教育制度調査委員会に示して意見を問ふのであつて、発案は法科の某々有志者から出たので、議に与つたのは自ら法科の方に多かつたが、決して法科のみのものではない、署名を見れば文科農科工科等の人の名も見へるのである、夫れで此「私見」は案として出したので、之を基礎として議して貰ひ度かつたから、総ての人に一々相談して余り長い時を費さぬことにしたのである。種々発表を急いだのであるが、初から新聞紙に出す様な積では無かつたのであるが、何時か夫れが出て仕舞つたのである。これは遺憾に思ふ。

斯く発表を急いだから、小生杯も小異を捨て、大同に服したので、素之を

議する時には更に改良を為す考であつた。

殊に大学と研究所の區別を明にしたので、大に誤解を招いたと思ふ。大学の方には研究を全く無視した様に解する人があつて困る。勿論大学は世間の需用を充す教育を授けるが主であるが、其教育の方法に研究を除外することは出来ないのである。帝国大学令に大学院は學術の蘊奥を極むる所とあつて、大学の方に研究の文字は一つも見へない、然し夫れで實際は研究を為して居る小生の賛成したのは、世間に媚びて学問を下したのでは決してない。小生は大に我学界の向上を希望する点から、大学と研究所と分つたので、小生の意見では大学院を以つて直に研究所と為す可きである。而して此大学院を現帝国大学の本尊としやうと思ふのである。社界は今や日に忙かしく為つて来る。戦後の経営には多くの人才を要する。成る可く活力に満ちた青年を世の中に出して實際の働を為せる必要があるかは、此点は我々も認めて学業年々に短縮する必要がある。

故に大学は今の高等学校の一部と大学の一部とを合した位の所にて実用に適する学生を仕立てる。而して大学院を以つて其以上の学問を為さんとする者、即ち学問の爲めに学ばんとする者、或は数年実社会にありて稍余裕を得て再び研究に入らんとする者の爲めに設けるのである。

故に何よりも、大切なるは大学院を全く今とは別物として真の具體的の設備を設け、教授学生共に研究に没頭し切磋琢磨して好成绩を挙げしむることが、我國の真の向上の爲めに最必要であると思ふ。

五小括

以下、今回の史料紹介により判明した点を掲げて結びとしたい。

第一に草案の書き込みを長与又郎と推定すると、その修訂意見はほとんど成案に生かされていた。このことは長与の学内地位の高さを窺わせるとともに、「改正私見」は医科大学を含む各分科大学教授に回覧されていた、と言える。第二に長与の指摘以外にも草案と成案との間には異同があり、草案以降に複数の人物による修訂があったこと、を推測させる。第三に配布対象及び部数について。算作によれば「大学部内の同僚並びに教育制度調査員会」(正式には帝国大学制度調査委員会——筆者注)と配布対象が帝大に限定されていたように述べられているが、中田の談話と、本文及び前回の高木兼寛等の発言から、総合すると五〇〇通以上が作成され、全国の大学教授及び政府、文教関係者に配布されていた、と考えられる。

ところで、大正期の大学改革においてこの「改正私見」が持った意味については、すでに研究ノートとして論じたが(大正期における大学改革研究試論)『大学史研究』第一号、一九七九)、今回の史料紹介を通じて、あらためてこの改革案の先駆性に驚くばかりである。沢柳は前掲の論文において、「改正私見」を高根義人の「大学制度管見」とともに当時におけるまとまった大学論の文献の一つとして位置付け、教授連の「意見の結晶」と捉えていた。そして、この改革案は大学改革に關して帝国大学教授が初めて集団で公表したものであり、かつ日本の大学史上、大学院の問題を始めて自覚的に提起した改革案である。大学教育機会の拡大、修学年限の短縮、研究水準の維持・向上などの課題に対して、常に大学院改革が俎上に上がる。今日における「大学院大学」構想もその一つの表われ、といえる。大正期に提起されたこの

改革案は、様々な大学史的研究課題を喚起するとともに、その課題の重さを痛感させる。

注(一) 大学制度管見は『明治文化資料叢書』第八卷(教育篇、風間書房、昭和三六年)に全文複製されている。参考文献として寺崎昌男「日本の大学における欧米モデルの選択過程」『大学史研究通信』大学史研究会、第八号、一九七四・八、潮木守一『京都帝国大学の挑戦』名古屋大学出版会、昭和五九・六等をあげておく。

今や政府ハ多年ノ懸案タル学制改革実施ノ為メニ教育調査会ヲ設ケテ大中
小ノ学制ニ一太英断ヲ以テ根本的改革ヲ加ヘ能ク時勢ノ要求ニ応シ将来ノ進
運ニ副ハンコトヲ期スト云フ寔ニ国家文運ノ慶事トスベシ某等職ヲ帝国大学
ニ奉ジ夙ニ現行大学制度ガ国家ノ須要ニ応ズルノ學術技芸ヲ教授シ及學術ノ
蘊奥ヲ攻究スルノ目的ヲ達スルニ足ラザルヲ憂慮シ之ガ改善ノ途ヲ講ズルコ
ト歳久シ偶マ政府ノ此企圖アルニ際シ改革私案一篇ヲ具シテ教育調査会委員
諸氏ノ参考ニ供シ併セテ世間同憂諸賢ノ熟慮ヲ煩ハサント欲ス某等以為ラク
現行大学制ガ時勢ニ適合セザル主タル理由ハ国家ノ須要ニ応ズル專門ノ学芸
ヲ教授シ且學術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ両目的ヲ兼有スルコトニアツテ存スト從
テ私案ノ要旨ハ大学ノ本体ヲ以テ国家社会ノ須要ニ応ズル專門ノ学芸ヲ教授
スルノ学府タルニ止メ現在ノ帝国大学各分科大学各種專門学校(私立大学ヲモ
含ム)ヲ適宜改造シテ全国ニ多数ノ大学ヲ設置シ以テ社会ノ需要ニ伴ハシメ別
ニ學術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ設備トシテ若干ノ學術研究所ヲ創立シ以テ世界文
運ノ進歩發展ニ副ハシメントスルニ在リ乞フ左ニ聊カ其理由トスル所ヲ開陳
セン

現在ノ帝国大学ナルモノハ創立以來既ニ年所ヲ経ルコト久シクシテ各方面
ニ有為ノ人物ヲ供給シテ能ク国家社会ノ須要ヲ充タシ帝國ノ文運ニ貢獻シタ
ルコト多大ナルハ之ヲ認ムルニ吝ナラズト雖モ今ヤ既ニ当初創立ノ目的ニ副
フコト能ハズシテ當ニ国家ノ須要ニ応ズラサルノミナラズ又タ學術ノ
進歩ヲ向上セシメ世界ノ文明ト歩調ヲ共ニスルコト能ハザルニ至レリ其然ル
所以ノ理ヲ求ムルニ之レ全ク輓近十數年間内外ニ於ケル急激ナル學術ノ發達
ト社会ノ進歩トノ致ス所ナラズンバアラス蓋シ社会ノ急速ナル發達ハ三四年
程度ノ大学ヲ以テシテハ專門實務教育ヲスラ充分ニ施スコトヲ困難ナラシメ
學理ノ長足ナル進歩ハ現在大学ノ如キ小規模ノ設備ヲ以テシテハ到底學術ノ
蘊奥ヲ攻究シテ以テ世界文明ノ其進歩ニ伴フコト能ハザルニ至ラシメタレバ
ナリ是レ即チ某等ガ專門ノ智識ノ大要ト實務ノ教育トヲ授クルノ学府ヲ以テ

大学トナシ學術ノ蘊奥ヲ攻究スルコトニ至テハ別ニ之ヲ完備整頓セル他ノ機
関ニ委ヌルコトヲ以テ最モ時勢ニ適応スト思考スル所以ナリ

之ヲ現今大学ノ門ニ頻至スル學生ノ希望ニ考フルモ亦彼等ハ固ヨリ皆悉ク
學術ノ蘊奥ヲ攻究セント欲スルモノニ非ズ高等ノ專門教育ヲ受ケテ直チニ之
ヲ實地ニ応用シテ国家社会ノ各方面ノ需要ニ応セントスルモノニシテ国家社
会ノ彼等ニ期待スル所モ亦多クハ此ニアリテ存ス更ニ之ヲ現在帝國大学ノ実
情ニ顧ルニ大学ガ其主力ヲ傾注スル所モ亦遂ニ實務ヲ主眼トスル專門教育ノ
外ニ出デザルノ状態ニ在リト云フベシ蓋シ現行帝國大学令ニ依レバ帝國大学
ハ大学院及分科大学ヨリ構成サシ其中大学院ハ學術技芸ノ蘊奥ヲ攻究スル所
ナリト雖モ實際ノ施設ニ至テハ何等見ルベキモノ無ク其成績亦殆ンド云フニ
足ラザルハ關係者ノ熟知スル所ニシテ分科大学ハ學術技芸ノ理論及応用ヲ教
授スル所ト称スト雖モ多少高尚ナル学科深遠ナル理論ノ教授ニ至テハモト學
生一般ノ希望ニ副ハザルヲ知ルノミナラズ輒モスレバ彼等ノ負擔ヲ過重ナラ
シメ修業年限ヲ延長セシムルノ恐アルガ故ニ當ニ其充分ヲ期スルコト能ハザ
ルノミナラズ屢々有名無実ニ近キモノアルガ故ナリ學生ノ希望已ニ斯ノ如ク
大学ノ実情亦斯ノ如クンバ寧ロ断然專門教育ト學理研究トノ両目的ヲ分離獨
立セシメテ之ヲ全然別個ノ機關ニ委嘱シ各々其特質ヲ發揮シテ余蘊ナカラシ
ムルノ勝レルニ如カズ是今ノ大学教教育ノ低下セシメルモノニアラス其能率
ヲ更ニ増大セシムルノ所以ナリ

竊テ現時世界ノ大勢ニ鑑ミルニ国家發展ノ基礎ハ多数有力ナル專門家ガ社
会ノ中堅トシテ各方面ノ幹部ヲ構成スルニ在リテ国家競争ノ実力ハ專門ノ學
術技芸ニ俟タザルベカラザルハ識者ノ等シク認ムル所ナリ之ヲ現在ノ戰爭ニ
徴スルモ戰爭ハ小学教員ノ力ニ依ルト称シタル旧時ノ套語ヲ改メテ戰爭ハ專
門學ノ力ニ依ルモノト云フベク直チニ實地ニ施用シテ各方面ノ中堅トナリ國
家ノ実力ヲ構成スベキ多数ノ專門家ヲ要請スルハ正ニ興國ノ一大要件ナリト
ス而シテ學生ノ此需要ニ応セントスルモノノ大学ノ門ニ齒集スト雖モ國家ハ之

ヲ收容スルコトヲ得ザルノ実情ハ帝國學制ノ一大欠陥ニシテ各地ニ多数ノ大學ヲ増設スルハ國家ノ發展上正ニ刻下ノ急務ナリトス之ガ為メニハ独リ官立大學ノミナラズ公私立大學ノ増設ヲモ誘導奨励スベク独リ綜合大學ノミナラズ単科大學ノ設立ヲモ許容スベク此点ニ関シテハ固ヨリ大學ノ種別ヲ論ズルノ要ナシト雖モ専門的教育ヲ施スト同時ニ學術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ両目的ヲ標榜シテ而カモノノ目的スラ完全ニ遂行スルコト能ハザル現在ノ帝國大學ノ如キモノヲ増設スルハ社会ガ現ニ蒙リツ、アル高等教育ノ流弊ヲ益々多大ナラシムルノ外何等ノ利ナク又タ之ガ設備ヲ完成スル上ヨリ云フモ所要經費ノ過多ナル点ヨリ云フモ事實不可能ニ属ス今若シ私案ノ如ク大學ノ本体ヲ以テ純然タル高等専門ノ學術技芸ヲ教授スルノ府タルニ止マラシメンカ其設備ハ今ノ帝國大學ヨリモ縮少スルコトヲ得ベク經費モ亦從テ節約サル、ニ至ルベク官公大學ヲ増設シ私立大學ヲ改造スルコト亦容易ナルベシ若夫レ學術研究所ニ至テハ固ヨリ十二分ノ設備ト經費トヲ要スト雖モ其數ハ当分四五以上ヲ以テ足ルベク且地方ニ依リテハ大學ト併置シ二者ノ設備ヲ互ニ通用セシムルコトヲ得ベキガ故ニ必ズシモ巨額ノ出費ヲ要セザルベシ

其等以為ラク大學ヲ以テ最高ノ學府ト看做セル時代ハ已ニ過ギ去ラントスト現時世界ニ於ケル學術ノ顯著ナル進步ハ研究微ニ入り細ニ及ビ一事ノ蘊奥ヲ攻究スルモ亦正ニ學者ノ一生ト巨多ノ財力トヲ費スモ尙ホ足ラザルノ概アリ此ノ如キハ現在大學ノ如キ雜駁ニシテ規模狭少ナル設備ノ能ク企及スル所ニアラズ之レ諸國ニ専門ノ學術研究所ガ頻々設立セラレ専門學術研究所ノ中心ハ漸ク大學ヲ去ツテ此種ノ研究所ニ移リツ、アル所以ナリ我國ニ於テモ曩ニ醫學ノ蘊奥ヲ攻究スルノ設備トシテ伝染病研究所ヲ東京帝國大學ニ附屬セシメタルガ如キ又朝野一齊ノ希望ニ依テ理化學研究所ヲ理科大學ノ外ニ特設シタルガ如キハ皆上述ノ趨勢ト必要トニ促サレタルノ現象ト云フベシ文科大學法科大學ニ於テモ近年此大勢ニ鑑テ各種ノ研究室ヲ設ケテ大學ノ欠陥ヲ補ハントコト図リツ、アリト雖モ現在大學ノ設備ヲ以テシテハ殆ト其実効ヲ挙グル

コト能ハザルハ關係者ノ齊ク認ムル所ナリ惟フニ今次歐州大戰亂平定ノ後ニ必然到來スベキ思想界ノ變動及ビ經濟界ノ革命ハ世界各國ヲ通ジテ哲學宗教文藝歷史政治經濟法律等社会的諸學科ノ深遠ナル研究ヲ益々必要トスルニ至ルベキハ火ヲ睹ルヨリ明カナルガ故ニ我國ニ於テモ此等諸學科ノ為メニ大規模ノ研究所ヲ創立シテ以テ世界ノ大勢ト文明ノ進歩トニ伍シテ後レザルノ覺悟ナカル可ラズ

謹テ大正六年九月二一此臨時教育會議設置ノ上諭ヲ拜読スルニ曰ク朕中外ノ情勢ニ照シ國家ノ將來ニ稽ヘ内閣ニ委員會ヲ置キ教育ニ関スル制度ヲ審議シ其ノ振興ヲ図ラシムルノ必要ヲ認メ臨時教育會議官制ヲ敷可シ茲ニ之ヲ公布セシムト某等ガ現行大學制ヲ改正シテ大學ヲ以テ専ラ社会各方面ノ中枢トシテ活動スベキ専門學士ヲ養成スルノ學府トナシ別ニ完備セル學術研究所ヲ創設シテ以テ世界文進ノ進歩ニ伴ハシムルノ案ヲ立ツル所以ノモノモ亦實ニ中外ノ情勢ニ照シ國家ノ將來ニ稽ヘ之ヲ内ニシテハ我國高等教育ノ振興ヲ図リテ以テ国力ヲ充實シ之ヲ外ニシテハ世界文明ノ進歩ニ貢獻シテ以テ人類ノ福祉ヲ増進セントスルノ微意ニ外ナラズ

大正七年二月 日

(いろは順)

官職姓名

大學制度改革案

國家ノ須要ニ応ズル専門ノ學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルノ目的ヲ以テ大學並ニ學術研究所ヲ置ク

第一 大學

- 一 大學ハ國家ノ須要ニ応ズル専門ノ學術技芸ヲ教授スルヲ以テ目的トス
- 一 現在ノ帝國大學各分科大學專門學校(私立大學ヲ含ム)ヲ適宜改造シテ大學トナス

- 一 大学ハ総合又ハ単科トス
- 一 大学ハ官立公立又ハ私立トス
- 一 大学ノ修業年限ハ三ヶ年又ハ四ヶ年トス
- 一 大学ハ中等教育七ヶ年ヲ卒ヘタル者ヲ入学セシム
- 一 大学ヲ卒業シタル者ニハ学士ノ称号ヲ授与ス

第二 學術研究所

- 一 學術研究所ハ學術ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス
- 一 學術研究所ニハ大学卒業者中優秀ナル者ヲ入学セシム
- 一 學術研究所ニ數個ノ分科ヲ設ク
- 一 學術研究所ノ課程研究方法等ハ各分科自ラ制定施行ス
- 一 學術研究所ニ入りテ定規ノ年限以上研究ニ従事シタル者ハ學位試験ヲ受クルコトヲ得セシム

説明書

- 一 大学ハ國家ノ須要ニ応ズル専門ノ學術技芸ヲ教授スト云フハ現行帝國大學令ニテハ學術技芸ノ理論及応用ヲ教授スルノ意味トナスモ本案ニテハ國家社会ニ須要ナル専門的智識ノ大要ト実務的教育トヲ授クルノ意味ト解スベシ從テ現在ノ帝國大學分科大學ニテ教授スル学科ニ多少變更ヲ加ヘ其一部ハ之ヲ學術研究所ニ移スノ要アルベシ
- 一 現在ノ専門學校ヲ改造シテ大學ト為スニ方リテハ各學校ニ就テ各々考慮処置スベキヲ当然トス從テ現在ノ専門學校ヲ悉ク改造スルノ要ナク又タ必ずシモ全然同一形式ノ大學トナスコトヲ必要トセズ其本体ニ於テ一致スル所アレバ可ナリ
- 一 大学ハ綜合若クハ官立ニ限ルトナスガ如キハ實際ノ需要ヲ顧ザル拘泥ノ説ノミ其如何ナルモノヲ單科トスベキカ公私立大學ノ設立ニ如何ナル条件ヲ設クベキカハ別ニ研究スベシ
- 一 學術研究所ノ名称ハ假ニ定ムルノミ

一 學術研究所ハ大學トハ制度上全然別個ノ設備ナリト雖モ地方ニ依リテハ後者ト併置シ両者ヲシテ互ニ設備及教授ノ一部ヲ通用セシムルコト便宜ナラシ(欄外添付)

一 學術研究所ニハ大学卒業ノ後更ニ或期間學術ノ蘊奥ヲ攻究スルノ希望ト能力トヲ有スル者ヲ入学セシムルヲ原則トス之レ学力ノ優秀ナルコトヲ入学資格トナス所以ナリ然レドモ学力優秀ナル以上ハ出身大學ノ官公私立ノ如何ヲ問フヲ要セズ但入学資格ヲ定ムルノ方法ハ各大学ノ推薦ニ委ヌベキカ學術研究所ノ選抜試験ニ依ルベキカハ更ニ攻究ヲ要ス或ハ又大学出身者ニアラズト雖モ檢定試験ヲ施シテ入学セシムルモ可ナラン

一 學術研究所ニ幾種ノ分科ヲ設クベキカハ別ノ考案ニ讓ルト雖モ其組織ハ必ずシモ綜合タルヲ要セズ單科モ亦認メテ可ナリ

一 學術研究所ノ教授ハ各々専門學術ノ研究ニ従事スルノ傍講義演習実験等方法ニ依テ學生ノ研究ヲ指導スルノ任務ヲ有スルモノトス但比等ノ方法ハ各分科ヲシテ適宜制定施行セシムルヲ可トス

一 學術研究所ニ入学スル者ハ各々特殊ノ学科若クハ問題ニ付テ教授ノ指導ヲ受ケ之ガ研究ニ従事スルモノトス而シテ其研究方法タルヤ極メテ自由ヲ貴ビ敢テ在學年限ヲ定メ卒業試験ヲ課スル等ノ拘束ヲ加フルコトナキヲ可トス從テ或ハ一生比処ニ留テ研究ニ従事スルコトヲ得ベク或ハ自修一兩年ノ後退學スルコトヲ得ベシ但國家ガ學術奨励ノ為ニ定メタル學位試験ヲ受ケント欲スル者ノ為ニハ在學年限其他ノ条件ヲ設クルヲ可トス

附言 本案ハ全ク前記十數人ノ私案ニシテ大學教授全体ト評議ヲ重ネテ其贊同ヲ得タルモノニ非ズ我同僚中本案ニ贊成ヲ表セラル者尙ホ數名アリト雖モ之ヲ以テ大學教授全部ノ意見ヲ代表スルモノト誤解セザランコトヲ切望ス

(なかのみのる 東京大学史料室)